

相 続 税 法 施 行 令 の 一 部 を 改 正 す る 政 令 新 旧 対 照 表

改 正 後 改 正 前

(生命保険契約等の範囲)

第一条の二 法第三十一条第一号に規定する生命保険会社と締結した保険契約その他の政令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- 一・二 省 略
- 三 次に掲げる契約

イ ホ 省 略

ヘ 法第十二条第一項第五号に規定する共済制度に係る契約

ト 省 略

2 省 略

(心身障害者共済制度の範囲)

第二条の二 法第十二条第一項第五号及び第二十一条の三第一項第五号に規定する政令で定める共済制度は、所得税法施行令第二十条第二項（地方公共団体が実施する共済制度）に規定する共済制度とする。

(更正の請求の対象となる事由)

第八条 省 略

2 法第三十二条第一項第六号に規定する政令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 省 略

二 民法第七百七十八条の四（相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権）又は第九百十条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）の規定による請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと。

三 省 略

3 省 略

附 則

(生命保険契約等の範囲)

第一条の二 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ ホ 同 上

ヘ 法第十二条第一項第四号に規定する共済制度に係る契約

ト 同 上

2 同 上

(心身障害者共済制度の範囲)

第二条の二 法第十二条第一項第四号及び第二十一条の三第一項第五号に規定する政令で定める共済制度は、所得税法施行令第二十条第二項（地方公共団体が実施する共済制度）に規定する共済制度とする。

(更正の請求の対象となる事由)

第八条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 民法第九百十条（相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権）の規定による請求があつたことにより弁済すべき額が確定したこと。

三 同 上

3 同 上

この政令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第八条第二項第二号の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。
